

# 教育・保育給付認定内容の変更について

## 【教育・保育給付認定の変更申請が必要な場合】

次の①～⑨に該当する場合は、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。

- ①住所が変更になった場合
- ②給付認定決定通知書に記載された保護者の氏名が変更になった場合
- ③児童の氏名が変更になった場合
- ④世帯の状況(家庭状況)が変更になった場合
- ⑤保育を必要とする事由が変更になった場合
- ⑥就労(内定を含む)先が変更になった場合
- ⑦利用時間(標準時間・短時間)の変更が必要な場合
- ⑧利用を希望する期間を変更する場合
- ⑨認定区分の変更を希望する場合

(ア)保育認定(2号認定)から教育認定(1号認定)を希望する場合

(イ)教育認定(1号認定)から保育認定(2号認定)へ変更する場合

↑保育認定(2号認定)に変更する場合は、⑤保育を必要とする事由の記載が必要です。

## 【教育・保育給付認定の変更申請に必要な書類】

保育を必要とする事由や就労先が変更になる場合は、下表の証明書類も合わせて添付してください。

| 保護者が保育を必要とする事由                           |   | 証明書類  |
|--|---|---|
| 1<br>就<br>労                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等に勤務している人</li> <li>・企業等から内定を受けている人</li> <li>・就労形態の変更によって利用時間の変更が必要な人</li> <li>※月48時間以上の就労が必要です</li> </ul> | 就労証明書   |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業(農業を含む)をしている人</li> <li>・就労形態の変更によって利用時間の変更が必要な人</li> <li>※月48時間以上の就労が必要です</li> </ul>                     | 就労証明書<br>※下の①～④いずれかの書類を必ず添付してください。<br>①事業開始届の写し、②代表(証明)者の確定申告書の写し、<br>③農家基本台帳の写し、④自営業等の就労を確認できる書類 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業の人で、職場復帰した人</li> </ul>  | 育児休業からの復職証明書  |
| 2 妊娠中(産前8週、多胎妊娠は14週)から出産後8週以内            | 申立書   | 母子手帳の写し(表紙及び出産予定日が記載されているページ)   |
| 3 保護者の傷病、障害                              |   | 傷病…医師の診断書の写し<br>障害…身体・精神・療育手帳の写し  |
| 4 親族を常時、介護・看護する必要があること                   |   | 診断書、身体・精神・療育手帳の写し<br>介護認定証等の写し  |
| 5 災害復旧の期間中                               |   | り災証明書の写し  |
| 6 求職活動(起業準備を含む)                          |   | 求職カード等の写し<br>申立書内の「誓約書」欄に署名   |
| 7 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)                  |   | 「在学証明書等の写し」と<br>「時間割等のスケジュールがわかるもの」   |
| 8 虐待やDVから子どもを保護する必要があること                 |   | 保護命令書、指導通知書等の写し   |
| 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること |   | 就労証明書<br>※証明書中の「13 育児休業の取得」の記載があるもの   |
| 10 その他、上記以外の事由で保育を必要とする場合                | 申立書   | 事情や状況の分かる書類の写し  |

## 【その他】

○認定内容の変更日は、事実発生日または変更申請書の保育園等への提出日のいずれか遅い方の日からとなります。

○上記⑤、⑥、⑦、⑨で利用時間(標準時間・短時間)が変更になる場合は、保育料や延長保育料が変わりますので、変更の事実が分かり次第、早めに手続きを行ってください(事実発生日以前でも証明書類の添付があれば手続きは可能です)。